

●正誤表

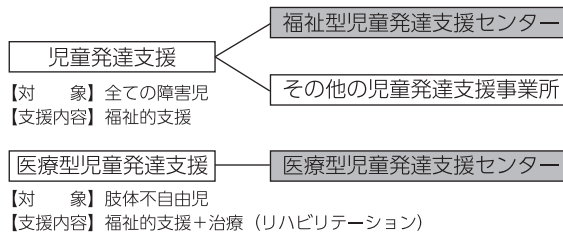
本書に下表の通り誤りがございました。訂正させていただきますとともに、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

該当箇所		正
13 頁 上から 5 行目	障害児入所支援施設	障害児入所施設
102 頁 (1) どのような目的の施設？ 下から 2 行目	就学児は「放課後等デイサービス」、就学児は「児童発達支援」による…	就学児は「放課後等デイサービス」、未就学児は「児童発達支援」による…
110 頁 (1) どのような目的の施設？ 1 行目	適正	適性

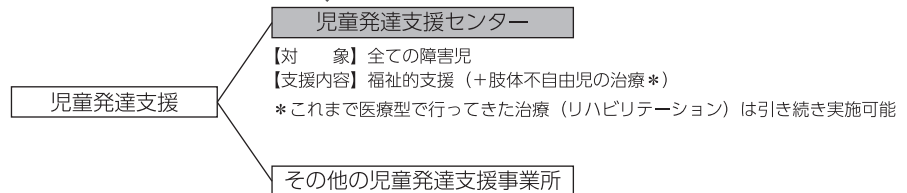
●追補 1

児童福祉法の一部改正に伴い、本書 78～85 頁の児童発達支援センターは、2024（令和 6）年 4 月 1 日より、これまで「福祉型」と「医療型」に分かれていた児童発達支援の類型を下図の通り一元化し、障害種別にかかわらず障害児を支援できるようになりました。

【改正前】



【改正後】



改正法：「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 66 号）

出所：こども家庭庁支援局障害児支援課 第 1 回こども家庭審議会障害児支援部会（2023 年 6 月 28 日）「資料 1：障害児支援施策について」 p. 10

●追補 2

児童福祉法の一部改正に伴い、障害児通所支援の体系を下表の通り訂正いたします。

該当箇所		正
76 頁 図 6-1	<p>障害児通所支援</p> <p><児童発達支援センター> (福祉型・医療型)</p> <p>放課後等デイサービス</p> <p>保育所等訪問支援</p>	<p>障害児通所支援</p> <p><児童発達支援センター> (福祉型・医療型一元化) (2024 年度～)</p> <p>放課後等デイサービス</p> <p>居宅訪問型児童発達支援 (2018 年度～)</p> <p>保育所等訪問支援</p>

改正法：「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 66 号）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）